

令和7年 教育委員会

第3回 臨時会 議事日程

令和7年5月23日（金）

第1 協 議

【 子ども総務課 】

(1) 千代田区青少年委員設置規則の一部を改正する規則

【 子ども支援課 】

(1) 千代田区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

【 指導課 】

(1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

刑法改正に伴う教育委員会規則の一部改正について

1 趣旨

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されたことに伴い、関連する教育委員会規則の改正を行う。

2 改正を予定している教育委員会規則

(I) 千代田区青少年委員設置規則

3 改正内容

「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」とする規定整備を行う。

○千代田区青少年委員設置規則

第3条の「禁固」を「拘禁刑以上」に改める。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行予定期日

令和7年6月1日

新旧対照表（抄）

○千代田区青少年委員設置規則

新（改正後）	旧（現行）
<p>（欠格条項） 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>（1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2） 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p>	<p>（欠格条項） 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。</p> <p>（1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（2） 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p>
<p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 <u>この規則は、令和7年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u> 2 <u>拘禁刑に処せられた者に係る他の規則その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。</u></p>	

千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例について

1 改正理由

少子化対策として、東京都が、年齢や所得に関わらない保育料第一子無償化を令和7年9月から実施する。これを受け、千代田区民の保育料を無償化するため、本区条例の一部改正を行う必要がある。

2 改正対象

- (1) 千代田区保育の実施に関する条例(報告)
- (2) 千代田区立こども園条例(報告)
- (3) 千代田区立幼稚園使用条例(協議)

3 改正内容

保育料を定める別表を削除し、保育料が無償である旨を明記

4 制度体系

区分	第3子以降		第2子		第1子
	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上	就学前
国の制度	無償化	保護者負担 1/2	保護者負担 1/2	全額 保護者負担	全額 保護者負担
現状の都制度	無償化				全額 保護者負担
都制度拡充後 (R7.9.1~)	無償化				

5 施行期日

令和7年9月1日

新旧対照表

○千代田区立幼稚園使用条例

新（改正後）	旧（現 行）																		
<p style="text-align: center;">（費用）</p> <p>第7条 第4条の規定による教育の実施に係る費用は、<u>無料とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 第3条の規定による改正後の千代田区立幼稚園使用条例第7条の規定は、<u>施行日以後の教育の実施に係る費用について適用し、施行日以前の教育の実施に係る費用については、なお従前の例による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p style="text-align: center;">（保育料）</p> <p>第7条 保育料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 第3条第2号に該当する幼児については、<u>通常時間終了後引き続き教育を委託することができるものとし、この場合においては、教育を委託する保護者は、1月につき、1,800円を限度として千代田区教育委員会規則で定める額を納入しなければならない。</u></p> <p>3 委員会は、前2項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、<u>教育を委託する保護者にその額を通知しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">別表（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">（1） 麹町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">各月初日の在籍幼児の属する 世帯の階層区分</th> <th style="text-align: center;">保育料の額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">階層区分</td> <td style="text-align: center;">階層区分の定義</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>前年度分の特別区民税が非課税の世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>前年度分の特別区民税が均等割額のみ世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D 1</td> <td>前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未</td> </tr> </tbody> </table>	各月初日の在籍幼児の属する 世帯の階層区分	保育料の額 (月額)	階層区分	階層区分の定義	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ世帯	D 1	前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	2	前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯	3	前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯	4	前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未
各月初日の在籍幼児の属する 世帯の階層区分	保育料の額 (月額)																		
階層区分	階層区分の定義																		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）																		
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯																		
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ世帯																		
D 1	前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯																		
2	前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯																		
3	前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯																		
4	前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未																		

	満の世帯	
5	前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円未 満の世帯	0
6	前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円未 満の世帯	0
7	前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円未 満の世帯	0
8	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円未 満の世帯	0
9	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円以 上の世帯	0

(2) 千代田幼稚園、昌平幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する 世帯の階層区分		保育料の額 (月額)
階層 区分	階層区分の定義	
A	生活保護法による被保 護世帯（単給世帯を含 む。）	円 0
B	前年度分の特別区民税 が非課税の世帯	0
C	前年度分の特別区民税 が均等割額のみ世帯	0
D 1	前年度分の特別区民税 所得割額が47,700円未 満の世帯	0
2	前年度分の特別区民税 所得割額が58,200円未 満の世帯	0
3	前年度分の特別区民税 所得割額が68,000円未 満の世帯	0
4	前年度分の特別区民税 所得割額が90,600円未 満の世帯	0
5	前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円未 満の世帯	0
6	前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円未 満の世帯	0
7	前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円未 満の世帯	0
8	前年度分の特別区民税	0

	<u>所得割額が180,600円未 満の世帯</u>	
<u>9</u>	<u>前年度分の特別区民税</u>	<u>0</u>
	<u>所得割額が180,600円以 上の世帯</u>	

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

1 趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正(令和7年10月1日施行)に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、勤務環境の整備に関する規定を整備する。

2 改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（指導課所管）

3 概要

仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備（新設）

職員による仕事と育児の両立支援に係る制度の請求等が円滑に行われるようにするため、以下のとおり任命権者の措置義務についての規定を新設する。

内容
・職員本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た職員に対し、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供等を行う。
・3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供等を行う。

4 新旧対照表

別添のとおり

5 施行期日

令和7年10月1日

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（勤務環境の整備に関する措置） 第18条の4（現行に同じ） （1）から（3）まで（現行に同じ） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）</u></p>	<p>（勤務環境の整備に関する措置） 第18条の4（略） （1）から（3）まで（略） <u>（新設）</u></p>
<p><u>第18条の5 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>（1）申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置</u></p>	
<p><u>（2）出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p>	
<p><u>（3）職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p>	
<p><u>2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>（1）対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置</u></p>	
<p><u>（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p>	
<p><u>（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p>	
<p><u>3 教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号</u></p>	

に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の千代田区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第18条の5第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。